津波の 消費者も

対

1

建築基準法アラカ

ルト

:

知っ 処

ておくべ

き 21

務局

からの

お知らせ・・・・4

### 第 255号

NPO 法人建築 G メンの会 〒154-0001

東京都世田谷区池尻 2-2-15-201 発 行 責 任 者:理事長大川照夫 0 3 - 6 8 0 5 - 3 7 4 1  $0\ 3\ -\ 6\ 8\ 0\ 5\ -\ 3\ 7\ 1\ 9$ A X E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp Homepage URL

https://www.kenchiku-gmen.or.jp/

文責

常任

理

事

武

田

学

津波の対処

す。 津波が発生することが想定されま 源 地 J が 陸 地では、 なく海 0 場 合、

8.5 は メ 9.3 空港技術研究所) した家屋は発生しています。 こ存じの通りです。 ル以上、宮城県石巻市鮎川で 東日本大震災では、 ンチの津波でしたが、 メー されたほか、 の時の被害の状況は、 ル以上などが観測 登半島地震では、 メートル以上、 トルの津波痕跡も確認 トル以上、 されています。 宮城県女川漁港で 大船渡で 8.メー 岩手県宮古で 最終報告で80 福島県相 (気象庁検潮 倒壊や流出 皆さんも (港湾 7.6 馬で メ

るための方法をまとめました。 波 0) 被害に あ わないように す

津

津 波 0) 被 害から身を守るため

波です。 波 戒を怠らないことが重要です。 るため、 からないことがあります。 以は繰り 第

地 域 0 ザ F マップの 確認

 $\bigcirc$ 

津波 避 波 ておきましょう。 難場所や避難経路を事前に把 のリ 難場所や避難 ドマップを提供しており、 住 ハザードマップを確認して、 んで ハスクが いる地 高 ル 域や訪 多くの自治体は津 地域を示す れる地 が示され 安全な ハザ 握 域 避  $\mathcal{O}$ 

は、 しく説明します。 抑えるための具体的な方法を 事 前 以下に津波の被害を最小限 の準備と迅速な行 動が不 詳 可

や同

1僚と避難計画を立てておくこ

、ます。

これらの情報を元に、

家族

とが大切です。

波 の基礎知 識  $\mathcal{O}$ 習得

 $\bigcirc$ 

津波警報

 $\mathcal{O}$ 

理

解と監視

 $\bigcirc$ 

岸部に到達するまでに数分しかか どによって引き起こされる巨大な 地震や火山活動、 することが重要です。 百キロメートルで移動するため、 津波は非常に速く、 津波の基本的 返し発生する可能性 波が過ぎ去った後も警 海底での地滑りな 津波は海底の な特 また、 性を理り 時速数 が あ 津 沿 解

う。 認することが重要です。 座にこれらの情報源にアクセス ネット、 発表し、 最 ています。 メールなどを通じて情報を提供 て、 新の情報を得るようにしま 日本では、 津波警報が発令され 波警報システムを理解 テレビ、 スマートフォンの緊急速 地震が発生した場合、 気象庁が津波警報 ラジオ、 インター るか しよ 常に 即

 $\bigcirc$ 事 前  $\mathcal{O}$ 準 備

良いでしょう: 以下のような物品を含めておくと とも重要です。 避 難 用 0) 備品を用意しておくこ 避難用の ッグには、

- 飲料水 非常食 (最低 (缶詰やエネル 3 日 分 ギー
- など) 携帯ラジオと予備電 池

懐中電灯と予備電池

応急手当用品

- 常用薬
- I 現金
- 身分証明書の コ 占。
- 防寒具や雨具
- め 笛やサイレン (救助を求めるた

# 地震後の迅速な避

 $\bigcirc$ 

場合は自主的に避難を開始するこ ない場合でも、 なる可能性があるためです。 避難時に 方が良い場合が多いです。 ではなく、 避難することが必要です。 いる場合は、 とが推奨されます。 重要です。 道路が渋滞や通行不能に 徒歩や自転車を利用する 津波警報が発令されてい 海岸から離れて高台に 地震の規模が大きい 特に海岸付近に これ 避難は車 は

# $\bigcirc$ 複数 の避難ル 1 . の 確保

とが 避 重要です。 難経路は複数確保しておくこ 地震や津波によって

> 性があるため、 を定期的に行 道 うに準備しておきましょう。 しておくことが必要です。 路が トを理解し、 閉鎖や通行不能になる可 代替のルートを把握 迅速に避難できるよ 家族全員が避難ル 避難訓練 能

# $\bigcirc$ 高台や避難ビルの 利用

避 設計されていますので、 津波から れ 定されています。 ぇます。 を選びましょう。 難場所を利用することが推奨さ .波避難用の高台や避難ビルが指 避 難場所としては、 の安全を確保するために これらの施設は、 多くの都市では、 高台や避難ビ 指定された

陸の安全な場所に避難することが

地

震を感じたら、

直ちに高台や内

# $\bigcirc$ 情報共有とコミュニティの 連携

際に ことができます。 催する防災訓練に参加することで、 民と共有し、 域全体の防災意識を高め、 することが重要です。 地 津波避難に関する情報を近隣住 お互いを助け合う体制を築く 域社会との情報共有も重要で 地域全体で連携して避 自治体が主 避難の

# $\bigcirc$ 避難後の注意事

項

しよう。 す。 安全な場所に留まることが 収まるまでには時間がかかること に応じて医療機関で治療を受け があるため、 した場合は、 避難後も注意が必要です。 また、 避難中や避難後に怪我を 警報が解除されるまで 応急手当を行い、 津波が 重要で 必要 ま

# 事 ,後の対策と復興

 $\bigcirc$ 

とがありますので、 重に行う必要があります。 の支援や協力が求められます。 域社会の復興には時間がかかるこ や流された車両、 のリスクがあります。 危険が伴いますので、 津波が過ぎ去った後も、 浸水した地域には 長期的な視点で 復旧作業は慎 倒壊した建 また、 二次災害 地

けます。

自分自身や家族、 守るために、 ためには、 動、 以上のように、 避難後の 事前 日頃から防災意識を高 Eの準備、 注意が不可欠です。 地域社会の安全を 津波から身を守る 迅速な避難

> 津 :波につい 適切な対策を講じることが て、 詳しく対策を記 重

自分の住む場所すな

過去の履歴を調べ

7

住

ことが最大の自己防衛です。 津波の被害にあわない場所に ち自宅なら、 しましたが、 耐

震性能の

無い

又は低い

建物

防決壊、 流水速度によっては強い が、 ですが、 は想定していません。 耐 ||震補強などすることは大切です 津波ほどの勢いの 耐震補強は津波による衝撃など 大雨による河川 低地での浸水なども、 ものは少な 0 衝撃を受 越水や場 水の

ます。 地 盤の 能 登半島地震では、 隆 起が起こっ た場 4 メ 所 が 1 あ ル n  $\mathcal{O}$ 

す。 こる可能性も考慮すべきと思 隆起があったのだから、 沈下 が ま 起

ば Ŕ Ł 5 地盤に メ 1 1  $\vdash$ 4 メ ル 0) ートルの沈下があ 1 津 ル 波 0 並 高さの み が 浸・ 津 水被 波 開

可

審査

文責

副

理事

長

田

日岡照良

消費者も知っておくべき 建築基準法アラカルト

21

開

発許 発許

可制度は、

良好か

安全な

别

街

地

の形成と無秩序な市街化

害となると考えるべきなのだと思 、ます。 地 震は 全国

慮して、 想できません。 その けて自宅を建てましょう。 他の 被災の可能性がある場 災害なども総合的 所

どの程度の地震の大きさかは予 のどの場所で起きる に考 ます。 申 置く各県市

別に 開 発許可が必要となり

機関 異なります)。 期間は概ね1ヵ月程度 ばなりません。 ん。 請書と必要書類を提出差なけれ ですから、 続きとし で は審査することができませ 町 ては、 村 民 事前手続きを除き、 確認」  $\mathcal{O}$ 間 担当部署に許可 開 の指定確認検査 発許可権者を ではなく「許 (行政により

認とは

拡幅道路の扱いに注意

るケースもあるようですが、 での建築許可) 政により異 ますが、それが都市計画法第29条に よるものでない場合は、 の法による手続きです。 /綱などを定めている場合が 各地方公共団体で宅地 (土地区画整理事業の施行地区内 土地区画整理法第76 なるので注意か必要で を開発許可と混同す 手続きが行 条による許 開 発指 これも あ ŋ 導

場合、 ケー げ 発 Ī スがあります。 た 市 拡幅部分を道路とみなせな 事完了の 計 計 画 画 法第29 地内に 公告の 道路拡幅がある 条の開発許 これについては 前か後かで 可 を

質の

変更」

に該当する場合、

建築確

開

画

が

定以上の土地の

区

画

形

で定められています。

止

を目的とし、

都市計

i 画 法 第

29

条

受

ことが近道でしょう。

開発許可を得る必要があります。 前 していることを証明する書面 敷 なる場合があります。 認 地に新たに建築物を建てる場合、 60 なお、 申請 の内容と異なる場合には新 地が都市計 条による証明書の添付が必 時に都 従前に開発許可を受けた敷 画法 市 計画法施行規則 の各 これは、 許可に 要と 適 その 従 合 第 確

【ポイント】

から、 ときには要注意です。 開発許可は、 民間検査機関 民間で は出 確認申請する せませ

あるので、 考えず、 たに建築しても問 つようです。 また、 開発許可を受けた敷地だから、 まぎらわし その都度、 混同しな 題ないと安易に 行政 ٧V 1 許可 よう注意が 相 が 談する 他に 新

判 申請 断が 分かれる場合があるため、 時に接道要件を満たして 確

るか注意が必要です。

無料電話相談窓口のご案内

# あなたの家は大丈夫ですか?

欠陥住宅など、住まいに関する相談・質問がある方は、当会ウェブサイトの (http://www.kenchiku-gmen.or.jp/sumai110.html) に掲載されているお近くの相談員まで、直接アクセスして下さい。

誰に相談すれば良いかわからないなど、不明な点がありましたら、 事務局にお問合せいただければ、適当な相談員をご案内します。

TEL: 03-6805-3741 FAX: 03-6805-3719

E-mail: iimukyoku@kenchiku-gmen.or.ip

 $\nabla$ 

· 場

所

### (4)2024年(令和6年)7月31日

### 事 務 局 か ら の お 知ら

せ

# $\frac{2}{0}$ $\overline{4}$ 年度第1回研修会のご

 $\nabla$ 日 時 2024年9月7日 13 時 00 分~ 15 時 10  $\pm$ 分

途 中 10 分間

あ

る場合の

調

査等

 $\dot{O}$ 

進め

方

 $\mathcal{O}$ 

各自宅等 休憩あり

木造住宅準 演肉 容 耐 火構造 調 査

オンライン研

講

師 中山 良夫 (当会事務局 築Gメン) 長 注意点」

らず、 構 耐 火構 造 木 造  $\mathcal{O}$ とても多い欠陥事象です。 欠陥 3 造 ) 階建 欠陥自 は法令 て住 宅などの準 体は比較的 違 反にも カゝ 単 耐 カゝ 純 進 わ 火

ですが 法令・ りも多く、 による設 足など) 技術基準についての理解不足 (例えば、 計図書 ・ また、 設計者の 石膏ボ 準 確認申請書類の誤 準耐. 耐火構造の大臣 火構造関係 - 厚さ不

ド

認定が増えた結果、 雑になることもあります。 つい 講義では、 て、 次 の内容を実 木造住宅の 欠陥  $\mathcal{O}$ 潍 指 際 情が複 耐 (T) 調 火 構

るようです。

人に、

様々な困りごとが発生して

編集後記~

インバウンドで、

観

光

地の

地

域

 $\mathcal{O}$ 

カュ

例

を基

解説します。

法

令、

技術基準

します。

害事件

ŧ

時

々

]

スで見聞

ま

た、

就労している外国人間

で

 $\mathcal{O}$ 

(

設計図 部 階段) (どこをどのように調査す 位 準耐火構造が確認できるか) (外壁、 書、 ごとの調査方法 確認申請書類に誤 間 (仕切 壁、 床 れ ŋ ば 裏 が

主催 参  $\widehat{0}$ 加 3 費 問 合 6 会員3千 せ 8 0 5 建 築 甪  $\begin{array}{c} 3 \\ 7 \\ 4 \\ 1 \end{array}$ G メン 0 会

 $\nabla$  $\nabla$ 

Tel



ません。 地で逮 すると「日本人には悪い 例もあるので、 こさない」 り迷惑もかけていないし、 見るので「日本人は礼儀正 見ているのかも気になり いるんだ」 人数の振 自分は日本人ですし、 捕 フ さ ŋ と思わ と思っていたい 込め れ 日 フ 本に送還さ 詐 れ イリピンの 欺 7 グ いるかも ル  $\mathcal{O}$ ま ・です。 犯罪 しく す。 1 れ ブ

悪質化させな 『教える』ことで無くす・減ら 犯罪を犯す人 を無くすために、 方法 は無 1 0 カゝ す な 何

ね」なんて短絡的に考えがちです そんなことで「外国人は 限度の超え方が違うの 程度なの 分析や 困りごとや傷害事件 解 か、 日本人と外 説 が 多い 無 1 0 0) 玉 か で 木 少な |人を比 カュ  $\mathcal{O}$ 0 割 る 正 が ょ 直 視 合 V

点での が同じ わかりません。 実際のところ、 か、 じて、

逆に海外で、 イリピンを拠点にした大 日 本人のことをどう 奴らが多く 人から き目 た事 が ŧ あ 現 起 ま で n

M T

## 会員の種類:

正会員、消費者正会員、一般会員、団体一般会員の4種があります。 と権利」、 「会費」が異なります。

### ▽正会員

「正会員」は、会の中核を担う存在で、総会の議決権を持ち、会の目的達成 のために必要な活動をし、会の運営に携わるものとします。相談等の業務へ の対応は消費者正会員を除く「正会員」である必要があります。

### ▽一般会員

「一般会員」は「正会員」に比べ賛助会員としての性格を帯びています。も ちろん積極的な参加もできますが、イベント参加や情報提供だけで良いとい う方向けのものです。会社など団体で登録される場合は「団体一般会員」と なりますが、会社の責任者が別途正会員になる必要があります。また、団体 般会員であることを宣伝したり、名刺等に表記できません。

### ·緒に活動しませんか!

●会員の種類 ●年会費 会 員 ----- 24,000円 消費者正会員 ----- 12,000円 般会員 \_\_\_\_ 6,000円

団体一般会員 ----- 48,000円

※ご入会の際は入会申込書が必要です。 事務局までご連絡ください。



